周南市立地適正化計画(素案) 概要

平成 28 年 12 月 16 日 周南市都市整備部都市政策課

1 周南市の現況と将来見通し

(1) 現況・将来見通し・問題点

人口	•	人口が減少し、1 世帯当たりの人員も減少しています。
	•	高齢者は増加しているものの、生産年齢人口と年少人口が減少し、少
		子高齢化が進行しています。
	•	人口密度が低密度化して、DID人口密度が 40人/haを下回ってき
		ています。
	•	昼夜間人口比率は 100%超で流入超過でとなっており、周南広域都市
		圏の中心市となっていますが、近年は拠点性が低下してきています。
	•	10代後半から20代の若い世代、特に女性の転出が多く、その世代の
		女性の割合が相対的に少なくなっています。
	•	人口減少と少子高齢化がさらに進行します。
	•	今後、市街地を中心に高齢者は増加するものの、生産年齢人口と年少
		人口は減少します。
	•	人口減少と高齢化により、地域社会の維持が困難になっています。
土地利用	•	郊外開発により、市街地が拡大しています。
	•	臨海部に工場が多く立地していて、工業系用途の割合が高くなってい
		ます。
	•	面的整備事業、郊外開発等により建物用地が広がり、市街地が拡大し
		てきました。
	•	依然として市街化調整区域の開発行為もあります。
	•	市街地において低未利用地や空き家が増加していて、市街地が空洞化
		しています。
経済活動	•	事業所数や従業者数が大きく減少しています。
	•	事業所と従業者は中心市街地に集積しています。
	•	小売店舗の大規模化が進む一方、小売販売額や小売事業所数は大きく
		減少して、商業機能は低下しています。
	•	生産年齢人口の減少により、消費が縮小します。
都市機能	•	商業機能を中心に都市機能が郊外へ拡散しています。
	•	人口カバー率に大きな変化はないものの、生活サービス施設からの徒
		歩圏内に居住する利用者人口については減少します。
	•	人口の減少と低密度化により、一定の人口に支えられてきた生活サー
		ビス施設の維持が困難になる虞があります。
	•	人口密度が低下することにより効率性が低下し、生産性が低下しま
		す。
交通	•	人口減少と少子高齢化に伴って、鉄道や路線バスの利用者が大幅に減
		少し、公共交通ネットワークの維持が困難になる虞があります。
	•	乗用車等の保有台数、特に軽自動車が増加するとともに、1 世帯当た
		りの保有台数は増加しています。

	•	自動車を運転できない高齢者、若者等の移動手段の確保が困難になっ
		てきています。
災害	•	市街地にハザード区域が存在し、安全性が低下しています。
地価	•	地価は、市街地全体で減少しています。
	•	商業系用途を中心に大幅に下落し、資産価値が減少するとともに、固
		定資産税収の減少に繋がっています。
財政	•	高齢化等により扶助費が増加しています。
	•	財政力はあるものの、経常収支率は高く、将来負担率も増加していま
		す。
	•	このまま人口減少と少子高齢化が進行すれば、将来的に財政規模は縮
		小する見込みです。
	•	公共施設の老朽化が進んでいて、今後、その更新費用の負担増加が見
		込まれています。

〈周南市の現状と問題点〉



(2)課題

①定住や移住の促進による人口と地域社会の維持

進学や就職、結婚、退職等の生活スタイルの変化、様々な居住ニーズ等に応じて、市街地や中山間地域への定住や移住を促進し人口を維持していくためには、利便性が高く良好な生活環境を整備する必要があります。

また、市街化調整区域、都市計画区域外等において地域社会を維持していくためには、地域特性を考慮したきめ細かな土地利用を図る必要があります。

②少子化への対応

少子化が進む中で子育て世代の人口の増加、出生数の増加等を実現するためには、若者や子育て世代にとって結婚や出産、子育てをしやすい都市環境を整備するとともに、地域社会全体が結婚や妊娠、出産、子育てに対するきめ細かな支援を継続的に行う必要があります。

③高齢化への対応

交通弱者や買い物弱者になりやすい高齢者が暮らしやすい都市を実現するためには、公共交通サービスの充実、バリアフリー化、生活利便性の向上、医療・福祉の向上等により、高齢者にとって安心して暮らせる生活環境の整備、高齢者向けサービス等の充実が必要となります。

④無秩序な郊外化の抑制と人口密度の維持

生活サービスを享受できる人口密度を維持するためには、低密度な市街地の拡大を抑制するとともに、住みたい場所や暮らしやすい場所となりうる充実した都市基盤を有する一定の市街地へ、市外からの転入又は市内からの移住を促進する必要があります。

⑤安心・安全への対応

土砂災害や水害の危険性を低減するためには、より安心安全な住宅地への居住を促進するとともに、安心安全な住環境を整備していく必要があります。

また、中山間地域だけでなく市街地においても高まる空き家や空き地の増加に起因した犯罪や事故の危険性を除去するために、空き家対策、空き地の有効利用等により住環境を維持・改善する必要があります。

⑥生活利便性の向上

生活利便性を向上させて快適に暮らせる都市を実現するためには、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス機能を、空洞化して都市機能が低下した都市拠点へ集約する必要があります。

⑦魅力ある拠点形成による賑わいや交流の創出

都市機能の低下により失われた都市の拠点性を強化して地域活力を向上させるためには、生活に必要な都市機能の集積と併せて、本市の特性を活かしながら都市としての魅力を向上させる必要があります。

⑧利用しやすい公共交通ネットワークの再構築

中山間地域等の住民にとって欠かせない移動手段として重要な鉄道やバスなどの公共交通サービスを維持するためには、コンパクトなまちづくりと一体となった、効率的で利便性の高い公共交通ネットワーク等を実現する必要があります。

⑨持続的な行政サービス

人口減少社会においても持続的に行政サービスを提供するためには、集約型都市構造による行政サービスの効率化と安定した財政の実現を図る必要があります。

2 立地の適正化に関する基本的な方針

(1)都市づくりの理念

地域と拠点が連携し 安心・快適・活力を生み出す 未来につながる共創共生都市 周南

■将来の都市イメージ

- 〇市街地、中山間、島嶼などの多様な地域をつなぐ、多核多層ネットワーク型都 市
- 〇公共交通等により、歩いて暮らせる都市
- 〇自然災害等に対して安心して暮らせる都市
- 〇安心安全に暮らせる地域社会で構成される都市
- 〇市民が安心して子どもを産み育てることができる都市
- 〇若者や女性も活躍し、活気が溢れる都市
- 〇住まいや職場の身近に必要な生活サービスが立地し、快適に暮らせる都市
- 〇多様な人・モノ・コトが交流して、賑わいや活力を生み出す都市
- 〇多様性を活かして生活に新しい価値やサービスを創造する、魅力のある都市
- ○自然環境の保全、環境負荷の低減による、人と環境に優しい都市
- 〇生活の質の向上等により、賢く発展する都市
- 〇地域と拠点が相互に支え合う、持続可能な都市

(2) 都市づくりの基本方針

基本方針1

生活サービス施設や都市の魅力を高める施設を維持・集約し、利便性や活力のある都市拠点を形成する。

基本方針 2

生活サービスの充実、快適な居住環境の整備、公共交通の確保、地域社会の維持等により、良好な市街地を形成して居住を促進する。

基本方針3

地域と拠点、人と人をつなぐ、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを 再構築する。

(3)地域づくり等との関係

本計画は、都市計画区域を対象としていますが、都市機能誘導区域を定めない拠点についても、身近な生活サービス施設(医療、商業等)について、生活サービス施設の立地状況等を考慮しながら、当該施設の維持・更新、他拠点との連携(公共交通)等に取り組みます。

(4)都市間連携

本市と隣接する下松市、光市とは、経済、交通、行政等の分野において密接 不可分の関係にあり、一体的な周南広域都市圏を形成してきました。今後、人 口減少・少子高齢化が進行し、都市機能の低下、公共交通サービスの低下等が問題となる中で、各市が協力することなく都市づくりを行うことは非効率かつ不合理であり、3 市がより一層連携して、都市機能の維持・向上、公共交通ネットワークの確保等の課題解決を図りながら、魅力のある暮らしやすい都市圏を構築することが3市の市民生活にとって重要となります。

そこで、本市は、各都市の役割に応じて適切に都市機能が立地し、適正な規模の市街地が形成されるよう、広域行政を担う山口県と協力して、本計画等に基づき都市間連携を図ります。

3 居住促進区域

(1) 居住の促進に関する基本的な考え方

本市では、これまで、2つの都市計画区域において区域区分又は地域地区を指定し、適正かつ合理的な土地利用の誘導を図ってきました。しかしながら、人口減少が進行する中、自動車の普及、郊外開発等により依然として市街地は拡大し、市街地における人口密度の低下、年齢構成の不均衡等が重大な問題となってきています。人口減少・少子高齢化社会においても持続的に発展する、暮らしやすい都市を実現するためには、低密度な市街地の拡大を抑制しつつ、都市拠点周辺に一定の人口密度を維持しながら、都市機能の維持・向上を図る効率的な都市経営を行うことが重要です。

そこで、本市では、周南都市計画区域内の市街化区域(工業専用地域と工業地域を除く。)及び周南東都市計画区域の用途地域を「一般居住区域」とし、その区域内に「居住促進区域」(都市再生特別措置法上の居住誘導区域)を設定することによって、居住促進区域内の人口密度の維持・上昇を図ります。

都市再生特別措置法上の居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域社会が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきものとされています。例えば、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域、都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域、合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域等に設定することが考えられます。

本市は、都市計画、人口、生活利便性、安心安全、公共交通の観点から、以下の基本的考え方を総合的に勘案して、都市計画区域に居住促進区域を設定します。

≪居住促進区域の基本的考え方≫

- ①都市再生特別措置法第81条第11項の規定により居住誘導区域として定めないものとされている区域は除くこと(法定)
- ②市街化区域又は用途地域が指定されていること
- ③都市計画等の土地利用方針(用途地域等)と整合すること
- ④生活サービス機能の確保が可能な人口密度水準を見込める区域であること
- ⑤自然災害により甚大な人的被害を受ける危険性が低い区域であること
- ⑥公共交通、自転車、徒歩等により、都市機能誘導区域へ容易にアクセスできる 区域であること

(2) 居住の促進に関する方針

促進方針1

市街地の拡大を抑制しながら、快適な都市環境を整備して、人口密度 を維持する。

高度経済成長期における人口増加、自動車の普及、道路網の整備等に伴い安価な郊外の宅地開発が行われ、低密度な市街地が拡大してきましたが、現在、人口減少により市街地の人口が低密度化し、生活に必要な都市機能の維持が困難になることが懸念されています。今後、人口減少社会においても市民が快適に暮らしていくためには、様々な生活サービス施設が立地する都市拠点の形成と併せて、市街地の人口密度を維持していくことが重要です。

本市では、都市機能を維持できる人口密度を有する市街地を維持するため、 利便性の高い都市拠点を形成するとともに、市街化調整区域、都市計画区域外 等への無秩序な開発を抑制しながら、一定の市街地について、公園、道路、上 下水道、交通施設等の快適に暮らせる都市環境を整備して、人口密度の維持・ 上昇を図ります。

促進方針2

防災対策等と併せて、居住に適した生活環境への定住を促進し、市民 の安心安全を確保する。

人口増加、自動車の普及等に伴って郊外開発が進み市街地が拡大したことにより、土砂災害、水害等の自然災害の危険性が高い居住地が存在しています。また、人口の減少と低密度化が進む中で、空き家、空き地等の増加による犯罪や事故の発生、生活サービス施設の撤退による生活不安の増大が懸念されます。今後、市民が安心して暮らしていくためには、より多くの市民が安全性や生活利便性の高い住宅地に居住していることが重要です。

本市では、生活における危険性が低く暮らしやすい住宅地への定住を図るため、自然災害の危険性が比較的低い地区、生活利便性の高い地区など、居住に適した生活環境への定住を促進し、市民の安心安全の確保を図ります。

促進方針3

地域特性等に応じたきめ細かな土地利用等により定住を促進し、持続 可能な都市を実現する。

人口増加、自動車の普及等に伴って郊外開発が進み市街地が拡大しましたが、 人口減少と少子高齢化が進行する中で、市街地で人口密度が低下するとともに、 豊かな自然環境と地域資源を有する中山間地域等の郊外では集落の消滅が懸念 されています。今後、市民が安心して暮らし続けていくためには、地域特性、 生活スタイル等に合った暮らしができることが重要です。

本市では、地域の生活環境や生活スタイルに合う多様な住まい方ができる市街地等を形成するため、地域の実情等に応じたきめ細かな土地利用の推進等により定住を促進して、持続可能な都市の実現を図ります。

(3)居住促進区域の設定

本計画では、都市機能誘導区域の法律上の効果を早期に発揮させる必要性が高いこと、住民への丁寧な説明等のために居住誘導区域の設定に時間を要することなどから、まず都市機能誘導区域の設定を行い、平成30年度までに本計画を改定して居住促進区域の設定を行うこととします。

4 都市機能誘導区域

(1) 都市機能の誘導に関する基本的な考え方

本市では、これまで、中心市街地等において、集積した都市機能を活かしながら、利便性の向上や中心市街地の活性化に取り組んできました。しかしながら、人口減少・少子高齢化が進行する中、自動車の普及、郊外開発等により都市機能が拡散し、拠点性の低下、地域活力の低下等が重大な問題となってきています。人口減少・少子高齢化社会においても持続的に発展する、暮らしやすい都市を実現するためには、多種多様な都市機能の維持・向上により、都市拠点が社会的・経済的・文化的活動等の拠点として相応しい利便性と魅力を備えることが重要です。

そこで、本市では、市民の生活と交流の場である都市拠点に都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域(都市機能誘導区域)を設定することによって、都市機能の増進や地域活力の向上を図ります。

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られる区域です。例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、

商業などが集積する地域等のうち都市機能が一定程度充実している区域、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき 区域を設定することが考えられます。

本市は、既に一定程度の都市機能が集積している、周南市都市計画マスタープラン上の広域都市拠点及び地域都市拠点を基に、人口密度、都市機能、都市計画、市民生活及び公共交通の観点から、以下の基本的な考え方を総合的に勘案して、都市拠点に都市機能誘導区域を設定します。

また、本計画では、都市機能増進施設の維持、機能の付加、新設等を都市機能の誘導と位置付けることとします。

≪都市機能誘導区域の基本的な考え方≫

- ①居住誘導区域内であること (法定)
- ②誘導すべき都市機能増進施設(誘導施設)があること(法定)
- ③将来に至るまで一定の人口密度(40人/ha)以上が見込めること
- ④複数の都市機能が一定程度集積していること
- ⑤主として銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業その他の業務の 利便を増進するため定める地域(商業地域)を含むこと
- ⑥複数の地区に対して生活サービスを提供する広域的な都市拠点であること
- ⑦公共交通ネットワークにおける主要な交通結節点であること

(2)都市機能の誘導に関する方針

誘導方針 1

利用者ニーズ等を踏まえた生活サービス施設の維持、適切な更新及び計画的な立地により、生活利便性を向上させる。

人口減少・少子高齢化が進行する中で、一定の人口密度に支えらえてきた日常生活に必要な生活サービス施設が身近な拠点に立地し続けることが困難になることが懸念されます。今後、市民が安心して快適に暮らしていくためには、交通結節点である都市拠点に生活サービス施設が複数立地していること、こうした生活サービスが効率的に提供されることなどが重要です。

本市では、生活に必要な都市機能が揃った"生活のプラットフォーム"となるような利便性の高い都市拠点を形成するため、都市拠点の既存ストックや土地を活用しながら、生活サービス施設を都市拠点に維持していくとともに、社会経済情勢や生活スタイルの変化等に対応した適切な都市機能の更新と計画的な立地により、生活利便性の向上を図っていきます。

誘導方針2

多世代が交流できる施設や新たな価値を付加する施設を整備して、生活の質と都市の魅力を高める。

人口減少・少子高齢化が進行する中で、市街地の空洞化、消費の縮小等により地域経済が悪化し、地域の活力が低下しています。今後、人口密度や年齢構成のバランスを維持しつつ地域の活力を向上させていくためには、若者から高齢者までの幅広い世代の外出機会や交流機会が増えるように、生活と一体となった都市空間を作り、都市の魅力を向上させていくことが重要です。

本市では、単に施設の集積を図るだけでなく、"生活の密度"が高い都市拠点を形成するため、既存ストック等の活用と併せて、福祉、教育文化、子育て支援、商業等の都市機能について、多世代が交流できる施設、新たなサービスを提供する施設、複合化や集約化により利便性が向上する施設等、多様な都市活動が展開される施設を整備して、生活の質と都市の魅力を高めます。

誘導方針3

将来を担う若い世代の就労・結婚・妊娠・子育てを支援する施設やサービスを充実する。

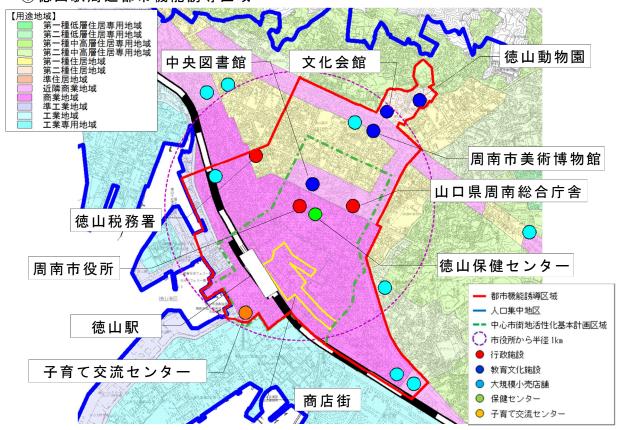
人口減少・少子高齢化が進行する中で、年齢構成の不均衡により地域経済が縮小するとともに、将来を担う子どもや若者が減少して都市の将来性が懸念されています。今後、人口減少に歯止めをかけて持続可能な都市を実現するためには、就業者数の増加、女性の就業率の上昇、出生率の上昇等を目指し、若い世代、特に女性や子育て世代が暮らしやすい都市となることが重要です。

本市では、"女性や子育て世代"が安心して暮らせるような、利便性の高い魅力ある都市拠点を形成するため、都市環境の整備と併せて、教育文化、子育て支援、商業等の都市機能について、官民が連携のもと、若者や女性が働きたい施設等の整備や誘導、子育て支援サービスの提供、親子が交流できる施設等の就労支援、起業支援、子育て環境の整備等を行い、若い世代への支援の充実を図ります。

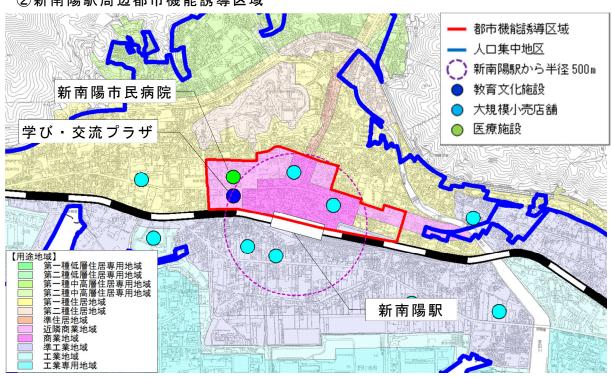
(3)都市機能誘導区域の設定

都市計画マスタープラン上 の都市拠点		人口密度	都市機能	商業地域	広域性	公共交通
広域都市拠点	徳山	©	0	0	0	0
地域都市拠点	新南陽	\circ	\circ	\circ	\circ	0
地域都市拠点	熊毛		Δ	0		0
地域都市拠点	須々万		Δ			0
地域都市拠点	鹿野		Δ			0

①徳山駅周辺都市機能誘導区域



②新南陽駅周辺都市機能誘導区域



(4) 立地を誘導すべき都市機能増進施設

都市機能増進施設とは、都市再生特別措置法第81条第1項の規定により、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉や利便のため

必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と定められています。

人口減少・少子高齢化が進行する中で、都市拠点である徳山駅周辺と新南陽駅周辺は、都市機能が集積し必要な生活サービスを享受できる"生活のプラットフォーム"としての役割を果たすことが重要です。さらに、周南広域都市圏の中核であり、本市の中心市街地でもある徳山駅周辺は、地域活力の向上に向けて、広域的な賑わいや交流を創出する機能を果たすことも重要です。

立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下「誘導施設」という。)の設定に当たっては、誘導方針に基づき、以下の具体的な基準を総合的に勘案して誘導施設を設定します。

また、誘導施設については、現状において立地数又は機能が不足するため都市機能誘導区域へ誘導する施設だけでなく、都市機能誘導区域内に維持すべき施設も含めます。

≪誘導施設の設定基準≫

- ①都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設か。(法定)
- ②都市拠点の位置付けや役割と整合した施設か。
- ③施設の特性を考慮し、都市機能誘導区域を定める都市拠点へ誘導することが適 当な施設か。
- ④都市機能誘導方針、上位計画、関連計画等に基づき、都市機能誘導区域に誘導 すべき施設か。
- ⑤市民ニーズや社会ニーズにより、都市機能誘導区域に誘導すべき施設か。
- ⑥ 当該施設の立地状況又は将来見通しから、都市機能誘導区域に誘導すべき施設 か。

都市機能の分類

:	分類	類型	定義
都市機能	高次都市機能	拠点型	住民の生活又は企業等の経済活動に対して、医療、福祉、
			教育、文化、商業、行政等の高質なサービスを広域に提供
			する機能。主に交通結節点等の都市拠点に立地すべき施設。
	生活都市機能	分散型	住民の生活又は企業等の経済活動に対して、医療、福祉、
			教育、文化、商業、行政等の基礎的サービスを提供する機
			能。主に居住人口に応じて立地すべき施設。
		地域型	住民の生活又は企業等の経済活動に対して、医療、福祉、
			教育、文化、商業、行政等の基礎的サービスを一定の地域
			に提供する機能。主に生活圏ごとに立地すべき施設。

都市拠点(都市機能誘導区域)の役割

≪徳山駅周辺=都心の主な役割≫

- 〇市民や企業の経済活動が行われる経済拠点【商業・業務・金融】
- 〇中心市街地として都市の魅力と活力を創出する賑わい拠点【商業・教育文化等】
- 〇多くの市民が集い、様々な市民活動が展開される交流拠点【行政等】
- 〇児童生徒や青少年の育成、文化芸術の振興等を行う教育文化拠点【教育文化】
- 〇安心して子どもを産み、育てるための支援等を行う子育て支援拠点【保健・子育 て支援】
- 〇保健医療機関の集積により市民の安心安全を守る保健医療拠点【保健・医療】
- 〇国、県、市の行政機関が集積した、周南広域都市圏の中核となる行政拠点【行政】
- ○複数の交通機関が接続して、市民の移動を円滑にする広域交通拠点【交通】

≪新南陽駅周辺=副都心の主な役割≫

- 〇生活に必要な商品やサービスが提供される商業拠点【商業・金融】
- 〇医療機関の集積により市民の安心安全を守る医療拠点【医療】
- 〇様々な市民活動等が展開される地域交流拠点【行政等】
- ○複数の交通機関が接続して、市民の移動を円滑にする交通拠点【交通】

誘導施設の検討

	都市機能増進施設	設定基準				誘導	
拠点		役割	拠点型	誘導 方針等	ニーズ	立 地 状 況	施設
	大規模小売店舗		0		0		0
	スーパーマーケット	経済			0		
	小売店・飲食店	性加	Δ		0		0
	銀行等		Δ	***************************************			
	映画館・劇場		0	0	0		0
	博物館・博物館相当施設	賑わい	0	0			0
	図書館	交 流	0	0			0
	広域交流施設		0	0			0
	専修学校等		0	0			0
徳山駅	図書館(再掲)	教育	0	Ο			0
周辺	博物館・博物館相当施設(再掲)	文化	0	0			0
	文化ホール		0	0			0
	子育て支援施設		Δ	0			0
	保育所	子育て		0			
	認定こども園	支援		0			
	幼稚園			0			_
	保健センター		0	0			0
	病院	保健	0	0	0		0
	診療所	医療		0	0		0
	調剤薬局	47 Th	0				
	市役所	行政	0	0			0
新南陽	大規模小売店舗	☆ *	0	***************************************	0		0
駅周辺		尚未	^				<u></u>
	スーパーマーケット 小売店・飲食店	商業	Δ		0		0

		設定基準					誘導
拠点	都市機能増進施設	役割	拠点型	誘導 方針等	ニーズ	立地 状況	施設
	病院		0	0	0		0
	診療所	医療		0	0	0	0
	調剤薬局						
	広域交流施設	交 流	0	0			0

誘導施設

5 DX		
拠点名	誘導施設	種類・規模等
	 商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項の
	尚未加政	規定による小売店舗
	映画館・劇場	
		中央図書館
	図書館	民間が商業施設と一体的に運営する
	囚官品	図書館法上の図書館(民間活力導入図
		書館)
徳山駅	広域交流施設	徳山駅前賑わい交流施設
周辺	専修学校等	専門学校、各種学校
同地	博物館	美術博物館
	博物館相当施設	徳山動物園
	文化ホール	文化会館
	病院※	
	診療所※	小児科、産婦人科
	保健センター	
	子育て支援施設	子育て交流センター
	市役所	交流施設を含む。
	帝 类	大規模小売店舗立地法第2条第2項の
	商業施設	規定による小売店舗
新南陽	病院※	
駅周辺	診療所※	小児科、産婦人科、整形外科、皮膚科、
	127京门 本	眼科、耳鼻咽喉科
	広域交流施設	学び・交流プラザ

※病院及び有床診療所を開設する場合は、山口県保育医療計画等との整合が必要となります。

5 成果指標

(1)都市機能に関する目標

本市は、本計画に基づきコンパクト+ネットワークを推進し、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市拠点へ集約することによって、生活サービス施設の集積という外形的な密度のみではなく、多くの居住者が都市空間の中で様々な活動を行うことができる「生活空間として密度」を高くする「都市

機能と生活空間の高密度化」を目指します。

また、就労から子育てまでをきめ細かくサポートすることによって、「若い 世代の定住促進」を目指します。

以上のことから、都市機能の誘導に関する評価指標として、都市機能誘導区域内の歩行者等通行量と若い世代の社会増減数を設定します。

評価指標	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	対基準年
歩行者等通行量 (徳山)	10,953 人	11,000 人	100 40/
5 か所 10~19 時	(平成 27 年)	(平成 47 年)	100.4%
步行者等通行量 (新南陽)	704 人	710 人	100.9%
1か所8~18時	(平成 27 年)	(平成 47 年)	100.9%
20~39歳人口の社会増減数	▲ 234 人	0 人	
20~39 成人口仍任云垣/00 致	(平成 27 年)	(平成 47 年)	
(参考)人口	144,842 人	(推計) 119,817人	82.7%
()	(平成 27 年)	(平成 47 年)	02.1%

(2) 居住に関する目標

居住の促進に関する評価指標については、居住促進区域の設定に併せて定めます。

(3) 公共交通に関する目標

本市は、本計画及び周南市地域公共交通網形成計画に基づきコンパクト+ネットワークを推進し、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい公共交通ネットワークを形成することによって、居住者が、自動車だけでなく鉄道・バス・自転車等の交通手段を利用できる「公共交通サービスの向上」を目指します。

以上のことから、公共交通に関する評価指標として、公共交通を利用しやすい地区に居住する人口の割合を設定します。

現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	対基準年
84% (平成 27 年度)	88%	4%増加
144, 842 人	(推計) 133,500 人	92. 2%
	(基準年度) 84% (平成 27 年度)	(基準年度) (目標年度) 84% (平成 27 年度) 144,842 人 (推計) 133,500 人